

事 務 連 絡
令和元年 9 月 30 日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

特定技能外国人の受入れについて

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、建設分野を含む 14 分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を労働者として受け入れていく仕組みを盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）」が昨年 12 月 8 日に成立し、本年 4 月 1 日に施行されました。

今回、新しく創設された「特定技能」は、①相当程度の知識又は経験を有する外国人に対しては一定の手続きを経て、「特定技能 1 号」という通算 5 年、家族の帯同不可という在留資格が付与されます。また、②熟練した技能を有する外国人に対しては一定の手続きを経て、「特定技能 2 号」という在留期間の更新に上限を付さず、家族の帯同が可能という在留資格が付与されます。この「特定技能 2 号」という在留資格については、現時点では「建設分野」を含む 2 分野のみで付与されることになっています。

特定技能外国人の受入れに当たって、各都道府県建設業協会の会員企業であることのメリットをお知らせするとともに、制度の詳細が固まり、各都道府県建設業協会に最低限ご協力いただかなくてはならない手続きについてご案内します。

なお、本件につきましては、9 月 18 日に開催されました理事会、協議員会で報告を行いましたことを申し添えます。

1 各都道府県建設業協会の会員企業であることのメリットについて

特定技能外国人を受け入れる 14 分野のうち建設分野でのみ必要な特徴的な以下の取組があります。

（１） 建設特定技能受入計画

特定技能外国人の受入れを希望する建設企業は、入国審査の前に、受入計画を策定し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。

（２） 一般社団法人建設技能人材機構への加入

特定技能外国人の受入れを希望する建設企業は、一般社団法人 建設技能人材機構（以下「（一社）建設技能人材機構」という。）に直接又は間接的に加入する必要がある。

この取組のうち、（一社）建設技能人材機構に直接又は間接的に加入することに関

しては、本会は（一社）建設技能人材機構の正会員であるため、各都道府県建設業協会の会員企業が特定技能外国人の受入れを希望する場合は、個別に（一社）建設技能人材機構への加入手続は必要ありません。

なお、個別に加入する（一社）建設技能人材機構の賛助会員は年間会費 24 万円が必要となります。

2 各都道府県建設業協会による手続について

特定技能外国人の受入れに当たっては、各都道府県建設業協会が、特定技能外国人の受入管理費の収納代行業務及び受入関係業務等を行うことなく、会員企業と（一社）建設技能人材機構が直接行う仕組みとなることをご連絡しておりましたが、制度の詳細が固まり、各都道府県建設業協会に最低限ご協力いただかなくてはならない以下の手続があることが判明しました。

（１） 会員証明書の発行

建設特定技能受入計画を策定し、国土交通大臣の認定を受ける際には、（一社）建設技能人材機構の正会員又は賛助会員であることを証明する必要があり、添付書類として、各都道府県建設業協会の会員証の写し又は会員証明書（別添参照）の提出が必要となります。

各都道府県建設業協会では会員証を発行されていない建設業協会にあっては、特定技能外国人の受入れを希望する会員企業に対して会員証明書の発行をお願いします。

（２） 受入負担金の納付書類の交付

特定技能外国人を受け入れる建設企業は、特定技能外国人一名につき毎月、一定金額の受入負担金を（一社）建設技能人材機構に納付する仕組みとなっています。この受入負担金は、（一社）建設技能人材機構が行う有為な外国人材の選抜のための事前訓練及び技能試験の実施、試験合格者や試験免除者の就職・転職の支援並びに受入企業及び特定技能外国人に対する指導・助言、相談対応などの事業に充てられます。

各都道府県建設業協会は、（一社）建設技能人材機構から郵送される受入負担金の納付書類を特定技能外国人の受入れを希望する会員企業に交付していただくようお願いします。当面は、各都道府県建設業協会宛に 20 部の一式書類が（一社）建設技能人材機構から郵送されることになっておりますが、不足を来す場合は、別途（一社）建設技能人材機構へご請求下さるようお願いします。

なお、同封されている「行動規範の遵守について」は、特定技能外国人を受け入れる建設企業において、国土交通大臣告示により、（一社）建設技能人材機構が定めた行動規範の遵守が義務付けられていますのでご注意ください。

以上

（担当：労働部 高森、宇都宮、吉田）

特定技能外国人の受入れについて

建設分野で特徴的な取組

- 受入企業は、入国審査の前に受入計画を策定し、国土交通大臣の認定が必要
- 受入企業は、(一社)建設技能人材機構に直接又は間接的に加入することが必要
 - ・正会員: 24建設業者団体、賛助会員: 1建設業者団体、42建設企業(2019.9.13現在)

(一社)全国建設業協会

- 全建は、(一社)建設技能人材機構の正会員
- 各県協会の会員企業が特定技能外国人の受入れを希望する場合は、個別に(一社)建設技能人材機構への加入手続きは不要。
- ★年間会費不要(個別に加入した場合は年24万円)

○受入れ機関が報酬予定額等を明記した計画を作成し、国交大臣が認定

○受入れ機関と外国人と雇用契約や支援計画を法務大臣が確認

受入負担金(1人/月)

試験合格者(海外教育訓練) 25,000円
 試験合格者(同上非受講者) 15,000円
 試験免除者(技実2号修了者等) 12,500円

特定技能外国人の受入れ

(訓練)

海外試験

技能検定
3級程度

受入計画の審査・国交大臣

入国審査・法務大臣

受入企業

特定技能1号
最長5年

受入負担金

(一社)建設技能人材機構

・試験選考
 ・就職支援
 ・受入企業巡回指導等

技能実習
3～5年間

特定活動
 (外国人建設就労者)
 2～3年間

※受入計画の審査に
 概ね2か月、入国審査
 に概ね2か月が必要

★受入計画の添付書類として、各県協会の会員証(写)又は会員証明書等が必要

★特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範(抄)

受入企業(雇用者)の義務

- 同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇
- 待遇の差別的取扱の禁止
- 建設キャリアアップシステムへの加入
- 悪質な引抜行為の禁止 等

(参考様式)

会員証明書

下記の法人は、一般社団法人 _____ 県建設業協会の
会員であることを証明いたします。

－ 記 －

法 人 名 _____

代表者名 _____

所 在 地 _____

20〇〇年（令和〇年）〇月〇日

一般社団法人 〇〇県建設業協会

会 長 〇 〇 〇 〇 印